

奈良県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第十六号

奈良県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

奈良県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年四月奈良県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条ただし書」を「第十二条第一項ただし書」に改める。

第四条中「第二十七条第一項」を「第二十七条」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。